

HELLO WORK information 6

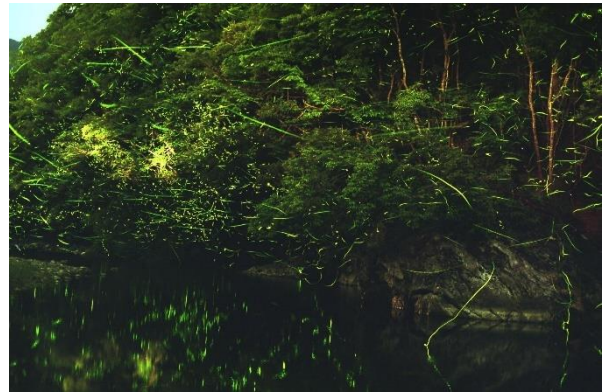
月刊

ハローワーク佐伯

佐伯公共職業安定所広報
2026年6月号

contents

- ① 高齢者・障害者雇用状況報告の提出について P1
- ② 外国人雇用はルールを守って適正に！ P2
- ③ 労働保険の年度更新手続きが始まります！ P2
- ④ ミニ企業説明会を活用しませんか！ P3
- ⑤ セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ P3
- ⑥ 管内労働市場の動き P4
- ⑦ 就職支援メニュー／ご利用ガイド P4
《事業主の皆さまへ》



ほたるの里 (佐伯市)

1

高齢者・障害者雇用状況報告の提出について

一定数以上の従業員を雇用している事業主の皆様には、毎年6月1日現在の高齢者・障害者の雇用状況を事業所の所在地を管轄するハローワークへご報告いただくこととなり、(根拠法令: 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項)、対象となる事業主様へは厚生労働省より報告書等の書式が郵送されますので、**令和8年7月16日(木)までに管轄のハローワークへ提出いただきますようお願いいたします。**様式の記入にあたり、ご不明な点等ありましたら、管轄のハローワーク担当窓口までお問い合わせください。

誰もが活躍できる職場づくり
にご協力を！

報告方法

【厚生労働省ホームページ】
記入要領等



- ① ハローワークに郵送もしくは持参
- ② 電子申請

高齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の電子申請には電子署名(※)または**G Biz ID**が必要となっています。

【G Biz ID申請・取得手続きお問い合わせ先】
「G Biz IDヘルプデスク」0570-023-797

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始除く)
「G Biz IDホームページ」<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※**G Biz ID**を利用せず **e-Gov** アカウントを使用して電子申請する場合は、別途電子署名(有料)が必要となります。電子署名については、「**e-Gov** ホームページ」(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)をご確認ください。



事業主の方へ

電子申請のご案内

高齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告は、G Biz IDまたは電子署名(※)を利用した電子申請で提出できます！

※ G Biz IDを利用せず e-Gov アカウントを使用して電子申請する場合は、別途電子署名(有料)が必要となります。電子署名については「e-Gov ホームページ」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/>)をご覧ください。

【e-Gov ホームページ(電子申請のご案内)】<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/>

G Biz IDとは?

・1つのID・パスワードで複数の行政サービスを利用することができる法人・個人事業主向け共通認証システムであり、プライム、メンバー、エントリーの3種類のアカウントがあります。

G Biz IDの種類	利用者	取得費用	書留郵送の有無	電子申請に当たって	発行要領
gBiz IDプライム	会社代表者または個人事業主	無料	必要	電子署名不要(無料)	2週間程度
gBiz IDメンバー	gBiz IDプライム取得組織の従業員	無料	不要	電子署名不要(無料)	即時発行可能
gBiz IDエントリー	事業をしている方なら誰でも可能	無料	不要	電子署名必要(有料)	即時発行可能

令和8年度留意点

【報告時の注意点】

電子申請をご利用の方はe-Gov ホームページからダウンロードした様式(Microsoft Excel)をご利用ください。
PDF ファイルでの提出は不可です。

【高齢者雇用状況等報告】報告書の様式が変更されています！

継続雇用の対象者を限定できていた経過措置制度が令和7年3月末に終了したことに伴い、**令和8年度高齢者雇用状況等報告書の⑩欄、⑪欄が変更されています。**記入にあたっては、記入要領P14~、P31~をご確認ください。

【障害者雇用状況報告】記入漏れにご注意ください！

申請書③欄「法人番号欄」やD欄「障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」などに必要な記入がないことがありますので、提出前に確認をお願いします。

《外国人を雇用する事業主の皆さまへ》

2

外国人雇用はルールを守って適正に！

ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省では、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、事業主団体などの協力のもと事業主や国民を対象に、労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行います。大分県内の外国人労働者数（令和7年10月末時点）は14,378人（前年比2,202人、18.1%増加）、また外国人を雇用する事業所数は2,508か所（前年比285か所、12.8%増加）で、ともに過去最高を更新しています。業種別の事業所数と労働者数の上位3業種は以下のとおりです。

【外国人労働者数】	① 製造業	② 宿泊業, 飲食サービス業	③ 建設業
【外国人雇用事業所数】	① 建設業	② 宿泊業, 飲食サービス業	③ 製造業

以下の2点は、事業主の責務です！

STOP!
違法就労



1 雇入れ・離職時の届出

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。対象の外国人が雇用保険の被保険者となる場合は「雇用保険被保険者資格取得・喪失届」、雇用保険の被保険者とならない場合は「外国人雇用状況届出書」にて届出をお願いします。

ハローワークでは、届出を基に雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認することで、不法就労の防止につながります。

詳細は厚生労働省
ホームページから →



2 適切な雇用管理

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。この指針に沿って、適正な労働条件・安全衛生の確保や社会保険等の適用、福利厚生等の整備等の職場環境改善や再就職支援に取り組んでください。

3

《事業主の皆さまへ》

労働保険の年度更新手続きが始まります！

労働保険の年度更新とは？

事業主は新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

申告の方法・窓口は？

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。



忘れず申告
きちんと納付！

年度更新の手続きは？

年度更新の手続きは令和8年6月1日から7月10日までの間に行ってください。「既に廃止している又は労働者を雇用していないため、保険関係を廃止する場合」「現在は労働者を雇用していないが、今後雇用する見込みがある場合」でも申告書の提出が必要です。

保険料率改定

労災保険率については令和6年4月1日より改定されています。雇用保険率については令和8年4月1日より改定されます。

令和8年度 ⇒
雇用保険料率⇒



安心して働きたい！

令和8年度
申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.1月～7.10金

●電子申請は随時受付可。いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
●電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ | 年度更新 お知らせ | 検索

厚生労働省
労働局
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
大分県労働局
〒870-0192 大分県大分市千代田1-1-1
大分県労働局ホームページ
http://www.dofpref.go.jp

【お問い合わせ先】
大分労働局 総務部 労働保険徴収室
☎ 097-536-7095

申告・納付は、令和8年6月1日（月）から 令和8年7月10日（金）までに！

《事業主の皆さまへ》

4 ミニ企業説明会を活用しませんか！

ハローワーク佐伯1階の相談室(個室)を、企業と求職者の出会いの場として開放しています。

求職者が立ち寄りやすいように、履歴書不要・服装自由としていますので「ちょっと話を聞いてみようかな」から**職場見学→応募→採用**につながるケースも増えています。また、お互いフランクに話ができることで、ミスマッチの解消にもつながっています。

応募を検討している求職者への企業PRの場として、是非ご活用ください！

【申込方法】ハローワーク佐伯(求人部門)窓口または電話(0972-24-8609)

※ご希望日の**前月20日まで**にお申し込みください(ひと月につき1社1回)

【日時】毎週水曜日 9時～16時の間でご希望の時間帯(例:14時～16時)

【申込要件】ハローワークに公開中の求人があること(原則:正社員求人)
就業場所が「佐伯市」「臼杵市」「津久見市」のいずれかであること

【その他】申込多数の場合は調整させていただきます。

日時などご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。



〇〇職に興味があるのですが、どんな仕事か詳しく知らないし、資格もありません。

大丈夫ですよ！
経験・資格無く入社した従業員は多数います。
まずは見学に来てみませんか？



《求職者の皆さまへ》

5 セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

6/18 木曜

13:30～15:30 セミナー 15:30～16:30 個別相談
会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、
専門講師によるセミナー

【申込】ハローワーク佐伯、ふるさと(臼杵・津久見)受付まで

福祉のしごと相談会 当日受付

6/11・25 木曜

10:00～12:00 会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験
などの相談・情報提供

【問】大分県福祉人材センター ☎ 097-552-7000

心理カウンセリング 事前予約

6/12・19・26 金曜

①9:10～10:10 ②10:30～11:30 (各1名)
会場:ハローワーク佐伯個別相談ブース

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・
アドバイスなど

【予約】ハローワーク佐伯、ふるさと(臼杵・津久見)受付まで

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

6/12 金曜

13:30～15:30 会場:ハローワーク佐伯1F 相談室

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、
就職に向けてサポート(15～49歳対象)

【予約】おおいた地域若者サポートステーション
☎ 0972-28-6117

ミニ企業説明会(予定) 当日受付

6/10・17・24 水曜

10日 10:00～16:00 17日 10:00～16:00
24日 10:00～16:00

会場:ハローワーク佐伯1F 相談室

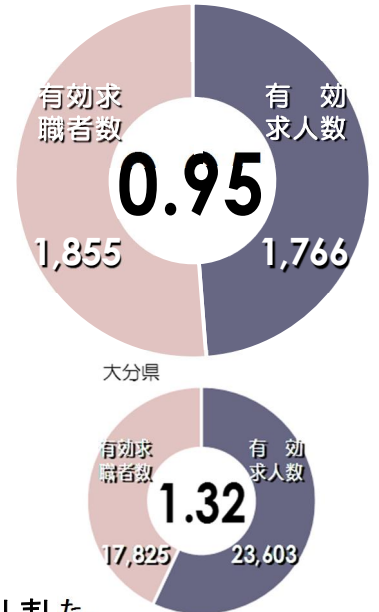
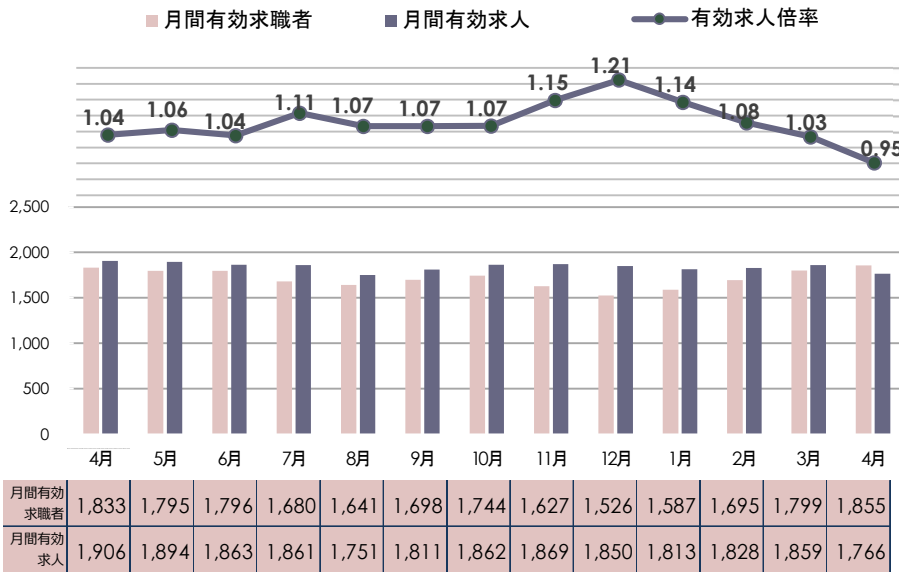
日時により参加企業は全て異なります。詳細は、ハロー
ワーク佐伯総合受付までお問い合わせください。



6 管内労働市場の動き

有効求人倍率／求人・求職の推移 (令和7年4月～令和8年4月)

ハローワーク佐伯管内



4月の新規求職者数563人で前年同月より2.9%減少し、有効求職者数については1.2%増加しました。また、新規求人数は621人で前年同月より10.9%減少し、有効求人数については7.3%減少しました。有効求人数を有効求職者数で割った有効求人倍率は0.95倍で前月比より0.08ポイント下降し、前年同月比では0.09ポイント下降しました。

7 《求職者の皆さまへ》 就職支援メニュー／ご利用ガイド

窓口での相談

勤務時間や休日などの労働条件や学歴・経験・免許等の募集要件の確認、応募状況のお問い合わせなど、お気軽にご相談ください。また、窓口職員が求人企業と連絡をとり、企業への「紹介状」を交付します。

専用端末で求人検索

来所者端末でお仕事を検索し、求人票を閲覧・印刷することができます。また、画像が登録されている場合は、求人企業の建物や職場風景等を見ることができます。

履歴書・職務経歴書のアドバイス

職業相談窓口では応募書類の書き方についてのアドバイスや添削を行っています。

職業訓練(ハートレ) 受講相談【ハローワーク佐伯 1F】

再就職に役立つ知識、技術や資格を身につけて再就職の可能性を高める訓練をご案内しています。(受講には一定の条件があります。)

生涯現役支援窓口【ハローワーク佐伯 1F】

概ね60歳以上の方を対象に、求人情報提供、履歴書の書き方、面接の受け方等の各種支援を行っています。

職場内のトラブル相談

就職後に職場内のトラブルなどでお悩みの方も、お気軽にご相談ください。相談の内容により専門の窓口(労働相談窓口等)への取り次ぎを行います。

週間求人情報【毎週金曜日発行】

ハローワーク佐伯HPから閲覧、印刷できます
(こちらから)



- ハローワーク佐伯
〒876-0811 ☎0972-24-8609
佐伯市鶴谷町 1-3-28
佐伯労働総合庁舎 1・2F
開庁 平日 8:30～17:15
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)
- 臼杵市ふるさとハローワーク
〒875-0041 ☎0972-64-0258
臼杵市大字臼杵字洲崎 72-255
開庁 平日 9:30～17:00
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)
- 津久見市ふるさとハローワーク
〒879-2435 ☎0972-82-8609
津久見市宮本町 18-12
市役所横会議棟 2F
開庁 平日 9:30～17:00
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)